

【お問い合わせ先】

海上保安庁交通部安全課 課長補佐 田村 和昭
(代表) TEL 03-3591-6361 (内線 6302)
(夜間) TEL 03-3591-2776 (直通)



平成 27 年 6 月 1 日
海 上 保 安 庁

港則法施行規則の一部を改正する省令について

(東京湾における一元的な海上交通管制の横浜港における先行導入関連)

本日、横浜港における航路外待機指示の対象航路及び情報聴取義務海域の追加を内容とする港則法施行規則の一部を改正する省令が公布されました。改正概要及び施行につきましては、次のとおりです。

海上保安庁では、今般の改正により導入される新たな制度等について、当庁のホームページ等を通じ、広く周知を図ります。

1. 港則法等の概要

港則法（昭和 23 年法律第 174 号）は、港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図ることを目的とし、船舶交通量が多い等、船舶交通等の規制を行う必要のある港を対象として、港内での航法、港長が提供する情報の聴取義務、危険を防止するため必要があると認める場合における航路外待機の指示等を規定しています。

今回改正する港則法施行規則（昭和 23 年運輸省令第 29 号）は、法の規制の細目を定めたもので、航路外待機指示の対象航路、情報聴取義務海域等を規定しています。

2. 改正の概要

東京湾における一元的な海上交通管制の横浜港における先行導入に際して、船舶交通の整流化等に向け、以下の措置を講じます。

(1) 航路外待機指示の対象航路に、横浜航路を追加。

航路全域における船舶交通の安全を確保する観点から、危険を防止するため必要があると認めるときに、航路外で待機するよう港長が指示。

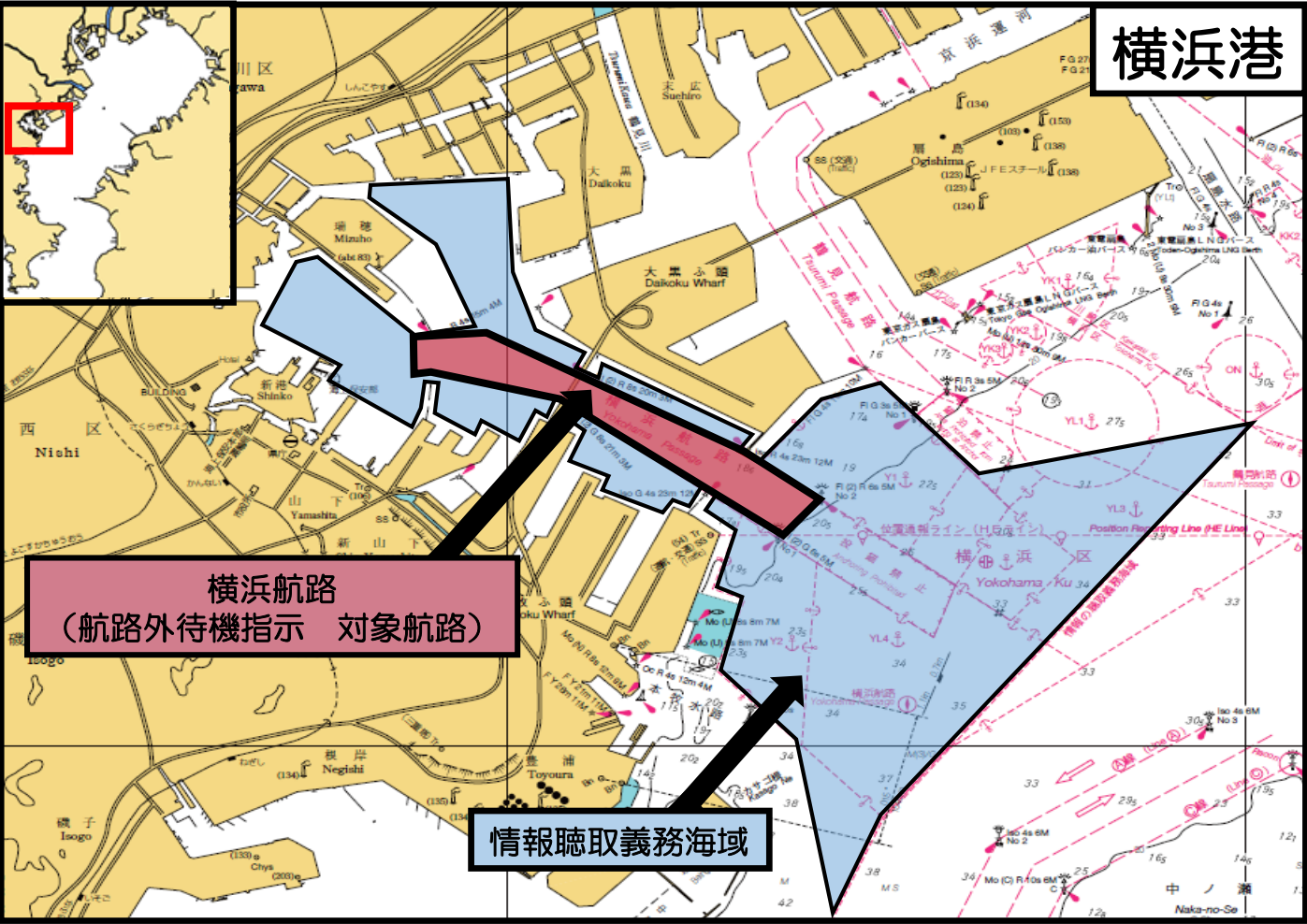
(2) 情報聴取義務海域に、横浜航路及びその周辺海域を追加。

港長が付近の船舶の動向等の情報を提供するとともに、総トン数が 500 トンを超える船舶について、当該情報の聴取が義務化。

3. 施行について

平成 27 年 8 月 1 日

横浜港



横浜航路
(航路外待機指示 対象航路)

情報聴取義務海域

【参考】東京湾における一元的な海上交通管制の構築



川崎海上保安部 港内交通管制室



東京海上保安部 港内交通管制室



千葉海上保安部 港内交通管制室



新海上交通センター (横浜第二合同庁舎)



東京湾海上交通センター (観音崎)

- ◆ 災害発生時の海上交通機能の維持、ダメージの最小化
津波等の自然災害発生時において、船舶への警報等の伝達、避難海域等の情報提供を迅速確実に実施
- ◆ 東京湾の国際競争力の強化(経済成長)にも貢献
横浜港の国際競争力強化のための強制水先の緩和にあわせ、横浜港への先行導入

《参考》

航路外待機指示

港則法 第14条の2

港長は、地形、潮流その他の自然的条件及び船舶交通の状況を勘案して、航路を航行する船舶の航行に危険を生じるおそれのあるものとして航路ごとに国土交通省令で定める場合において、航路を航行し、又は航行しようとする船舶の危険を防止するため必要があると認めるときは、当該船舶に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該危険を防止するため必要な間航路外で待機すべき旨を指示することができる。

【改正の内容について】

今般、強制水先基準の緩和が実施される横浜港内に位置する横浜航路は、

- ①航路が長く形状が屈曲しているため、航路入口から出口を確認できない
- ②航路及びその周辺が著しく混雑し、航行船舶の船間距離が極めて短い
- ③航路両側面近傍に着岸岸壁があるため、航路内での大角度変針が必要であり、操船難度が高い

などの特徴を有しており、強制水先基準の緩和に伴う地理不案内船の増加を原因とした航路内での迷走、急な停船その他の不適切航行に伴う航路閉塞が生じた場合、同航路に進入する船舶を制限し、船舶交通の安全を確保する必要があるため、港則法施行規則第8条の2（航路外待機指示対象航路）に横浜航路を追加する改正を行うものとなります。

なお、現在は関門港の各航路（響航路を除く。）及び仙台塩釜港の港内航路が設定されております。

- ◇ 港則法第14条の2に基づき、横浜航路を港則法施行規則（国土交通省令）に定める航路に指定します。

港則法施行規則（昭和23年運運輸省令第29号）の一部を次のように改正する。

第8条の2の表 仙台塩釜航路の部の次に次のように加える。

航路	危険が生ずるおそれのある場合
京浜港横浜航路	船舶の円滑な航行を妨げる停留その他の行為をしている船舶と航路を航行する長さ50メートル以上の船舶（総トン数500トン未満の船舶を除く。）との間に安全な間隔を確保することが困難となるおそれがある場合

情報聴取義務海域

港則法 第37条の3

(港長が提供する情報の聴取)

港長は、特定船舶（小型船及び雑種船以外の船舶であつて、第18条第2項に規定する特定港内の船舶交通が特に著しく混雑するものとして国土交通省令で定める航路及び当該航路の周辺の特に船舶交通の安全を確保する必要があるものとして国土交通省令で定める当該特定港内の区域を航行するものをいう。以下この条及び次条において同じ。）に対し、国土交通省令で定めるところにより、船舶の沈没等の船舶交通の障害の発生に関する情報、他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶の航行に関する情報、その他の当該航路及び区域を安全に航行するために当該特定船舶において聴取することが必要と認められる情報を提供するものとする。

- 2 特定船舶は、前項に規定する航路及び区域を航行している間は、同項の規定により提供される情報を聴取しなければならない。ただし、聴取することが困難な場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

【改正の内容について】

港則法第37条の3に基づく情報提供の規定は、特に安全対策が必要となる「船舶交通が著しく混雑する特定港（京浜港、名古屋港、四日市港、阪神港、関門港）」が対象となっており、各港における航路への船舶集中の程度や航路途中からの出入航に伴う船舶交通流への影響、航路の形状その他情報提供実施体制の実態等を勘案したうえで、順次情報聴取義務海域を設定しています（現在まで、関門港、名古屋港において設定済み）。

今般、海上保安庁の施策として進めている「三大湾における一元的な海上交通管制の構築」に係る横浜港における情報提供実施体制の整備が完了することに伴い、同港における情報聴取義務海域を新たに港則法施行規則別表第五に追加する改正を行うものとなります。

- ◇ 港則法第37条の3に基づき、港則法施行規則（国土交通省令）により、京浜港横浜区の海域（青色部分）に情報の聴取義務海域を設定します。

